

株式会社 Anokuma 純広告基本約款

第1条（定義）

この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 「当社」とは、株式会社 Anokuma をいいます。
- (2) 「本約款」とは、この株式会社 Anokuma 純広告基本約款をいいます。
- (3) 「本約款等」とは、本約款、純広告料金表及びコンテンツ制作料金表を総称していいます。
- (4) 「本ウェブサイト」とは、当社が運営するくるっぷその他のウェブサイトをいいます。
- (5) 「本クリエイティブ」とは、本ウェブサイトにおいて表示される、バナーその他のクリエイティブをいいます。
- (6) 「当社制作クリエイティブ」とは、本クリエイティブのうち、当社が制作したものをいいます。
- (7) 「本広告」とは、本ウェブサイトに掲載される広告をいい、本クリエイティブのみならず、ランディングページにおいて表示、宣伝、誘引等される一切の内容を含むこれらの総体をいいます。なお、協賛は、有償無償を問わず、「本広告」に含まれないものとします。
- (8) 「広告掲載希望者」とは、当社に対し、本広告の掲載を希望する者をいいます。
- (9) 「広告主」とは、広告掲載希望者のうち、当社から広告掲載申込みを承諾された者をいいます。
- (10) 「広告主等」とは、広告掲載希望者と広告主とを総称していいます。
- (11) 「広告掲載契約」とは、当社と広告主との間で締結される、本広告に関する契約をいいます。本約款は、広告掲載契約の内容となり、当社と広告主との間の関係を規律します。
- (12) 「広告掲載期間」とは、本ウェブサイトにおいて本クリエイティブが表示され、本クリエイティブに設定されたランディングページへのリンクが有効に機能する期間をいいます。

第2条（目的）

- 1 本約款は、本広告に関する一切の事項に適用されるものです。
- 2 広告掲載希望者は、本約款に同意する必要があります。当社は、広告掲載希望者が、当社に対し、本広告の掲載を申込みることにより、本約款に同意したものとみなします。広告主は、本約款への同意を撤回することはできません。

第3条（掲載の申込み）

- 1 広告掲載希望者は、当社に対し、当社が指定する方法により、本広告の掲載を申込みのとします。
- 2 広告掲載希望者は、法人に限ります。ただし、当社の判断により、事業を営む個人からの申込みを受け付けることができるものとします。

第4条（審査）

- 1 当社は、第3条第1項に定める申込みを受け付けた後、速やかに、当該申込みを審査します。
- 2 当社は、前項に定める審査を行った後、広告掲載希望者に対し、審査結果（合格又は不合格）を通知します。
- 3 当社は、第1項に定める審査の結果が不合格であった場合でも、広告掲載希望者に対し、その理由を開示する義務を負いません。
- 4 当社が、第3条第1項に定める申込みを受け付けた日から5営業日以内に、広告掲載希望者に対し、本条第3項に定める審査結果の通知を行わない場合、当該審査は不合格となったものとみなします。
- 5 当社は、広告掲載期間中、広告主に通知することなく、不定期に本広告を審査することがあります。当社は、当該審査の結果、本広告が本約款に違反すると判断した場合、本広告の掲載を恒久的に又は一時的に停止することができるものとします。当社は、当該措置に関して広告主に生じた損害等の一切を賠償する責任を負いません。

第5条（広告掲載契約の成立等）

- 1 当社が、第4条第1項に定める審査で合格と判定したうえで、本広告の掲載の申込みを承諾した時点で、当社と広告主との間に広告掲載契約が成立します。
- 2 当社と広告主との間で個別に締結した契約と本約款とが抵触する場合、本約款の内容が優先して適用されます。

第6条（禁止事項）

- 1 本広告に次の各号に定める内容を含むことを、禁止します。
 - (1) 当社が別途定める投稿ガイドラインにおいて禁止される内容
 - (2) 景品表示法、薬機法、健康増進法その他の法律に違反する内容
 - (3) 著作権、商標権、パブリシティ権、肖像権その他の第三者の権利又は法律上保護される利益を侵害する内容
 - (4) 以下の業務、役務又は商品について広告する内容。
 - ア 公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）
 - イ オンラインカジノ、ギャンブル
 - ウ パチンコ

- エ 出会い系サイト（インターネット異性紹介事業）、結婚紹介業
 - オ 貸金業
 - カ 仮想通貨
 - キ 連鎖販売取引、ねずみ講、ネットワークビジネス、マルチ商法
 - ク 風俗営業等（風俗営業法第2条第7項第2号又は第8項に定める営業を除きます。）
 - ケ その他、当社が不適切と判断する業務、役務又は商品
- (5) 犯罪を肯定、又は美化するなどして犯罪を助長する内容
 - (6) 売春や児童ポルノなどの猥褻行為や違法な性表現に関する内容
 - (7) 生命の死や暴力表現などの醜悪、残虐な表現で不快感を与える内容
 - (8) 詐欺行為や悪徳商法などの消費者等を騙す内容
 - (9) ヘイトスピーチなどの差別や人権侵害をしている内容
 - (10) 偽ブランド品の販売や海賊版サイトなどの商標権や著作権を侵害する内容
 - (11) 危険ドラッグなどの違法薬物の販売やそれらを肯定する内容
 - (12) 違法、不当な内容又は社会通念上好ましくない内容が含まれている内容
 - (13) 責任の所在が不明確な内容
 - (14) 誇大広告又は客観的事実に基づかない比較広告
 - (15) 投機的又は射幸心を煽る内容
 - (16) ユーザーに不快感を抱かせる内容
 - (17) 当社による広告であると誤認させる内容
 - (18) その他、当社において適切でないと判断する内容
- 2 本広告において、以下の仕様を設定することを禁止します。
- (1) 自動ポップアップ
 - (2) 全面のインタースティシャル
 - (3) オーバーレイ
 - (4) その他、当社において適切でないと判断する仕様
- 3 本広告において、アルコール飲料を広告する場合、R18 枠に限定して表示するものとします。

第7条（広告主等の保証）

- 1 広告主等は、当社に対し、本広告が、第6条に定める禁止事項に違反しないことを表明し、保証します。
- 2 広告主等は、当社に提供した広告素材が、著作権、商標権、パブリシティ権、肖像権その他の第三者の権利又は法律上保護される利益を侵害するものでないことを表明し、保証します。

第8条（責任の所在）

- 1 本広告に関する一切の責任は広告主が負い、当社は何らの責任をも負いません。
- 2 本広告に関して第三者から申立て、請求等がなされた場合、広告主が、自らの費用と責任において対応するものとします。万が一、当社が、本広告に関して第三者から申立て、請求等を受け、損害を被った場合、広告主は、当社に対し、第19条の定めにかかわらず、当該損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第9条（当社制作クリエイティブ）

- 1 広告主等は、当社に対し、本クリエイティブの制作を委託することができます。その場合の料金等の詳細については、当社と広告主等の間で別途協議するものとします。
- 2 広告主等は、当社制作クリエイティブを、納品から3日以内に検収するものとします。広告主等から当社に対し、当該期間内に検収結果が通知されない場合、当社は、広告主等の検収に合格したものとみなします。
- 3 当社は、1回に限り、無償で、本クリエイティブを再制作します。2回目以降の再制作については、当社において別途定める「コンテンツ制作料金表」に記載の料金を徴収します。
- 4 前項に定める再制作により、本広告の掲載開始が遅れた場合であっても、当社は、広告主等に対し、料金の減額、広告掲載期間の後ろ倒しその他一切の補償を行いません。
- 5 当社制作クリエイティブに関する著作権その他一切の権利は、当社に帰属します。
- 6 広告主等は、当社制作クリエイティブを、自ら利用し、又は第三者に利用させることはできません。
- 7 前項の定めにかかわらず、広告主は、当社と別途合意した場合に限り、当該合意で定める条件に従い、当社制作クリエイティブを、本ウェブサイト以外の媒体において公衆送信することができるものとします。
- 8 広告主は、前項に定める公衆送信にあたり、改変することはできません。ただし、掲載先ウェブサイトの仕様等により避けることのできないPR表示の追加、アスペクト比の変更又は必要最低限のトリミングは、改変に含まれないものとします。
- 9 当社は、広告掲載契約の終了後においては、当社制作クリエイティブに関する契約不適合責任を負わないものとします。

第10条（事後レポート）

- 1 当社は、広告主に対して、事後レポートを提供しません。
- 2 前項の定めにかかわらず、当社と広告主との間で事前に合意した場合、当社は、広告主に対し、事後レポートを提供します。なお、事後レポートの内容が、広告主の期待に反するものであった場合でも、料金の減額はいたしません。

第11条（当社資料等における利用）

- 1 広告主は、当社に本クリエイティブを入稿する場合、その制作者及び権利の帰属先を通知するものとします。
- 2 本クリエイティブに関する権利が広告主に帰属する場合、広告主は、当社に対し、広告掲載契約の終了後も、当該クリエイティブを、媒体資料、紹介記事等に利用することを無償で許諾するものとします。

第12条（当社の権限）

- 1 当社は、本広告の全部又は一部が、本約款に違反し又は違反するおそれがあると判断した場合、広告掲載期間の開始前においてはその掲載を拒絶し、広告掲載期間の開始後においては、恒久的に又は一時的に、その掲載を停止することができるものとします。
- 2 当社は、第1項の措置に関して広告主に生じた損害等の一切を賠償する責任を負いません。

第13条（制限・免責）

- 1 広告主は、本広告に関する以下の事項を予め認識し、承認するものとします。
 - (1) 本ウェブサイトにおいて有料会員登録を行っているユーザーに対しては、原則として、本広告は表示されません。
 - (2) 当社は、本広告に関して競合調整をする義務を負いません。
 - (3) 当社は、本広告に関してインプレッション保証はいたしません。
 - (4) 当社は、本広告に関してアド Fraud を含む無効トラフィックの除外のための措置は講じません。
 - (5) 天災地変、戦災その他の不可抗力若しくは本ウェブサイト、サーバー又はネットワークの不具合、保守点検、通信障害、停電その他の事由により、本広告の掲載が一時的に停止されることがあります。
 - (6) 本ウェブサイトアクセスした者が使用するブラウザのアドオンの効力により、本広告が表示されないことがあります。
 - (7) 本ウェブサイトには多種多様な投稿が掲載されているため、本広告が掲載される個々のページに、広告主又は本広告にとって不利益な内容が含まれる可能性も否定できません。このような場合であっても、広告主は、当該ページに限り本広告の掲載を取りやめることはできません。
- 2 当社は、前条各項の事由に関して広告主に損害が生じた場合であっても、これを賠償する責任を負わず、料金の減額、広告掲載期間の後ろ倒しその他一切の補償も行いません。

第14条（本クリエイティブの変更）

- 1 広告主は、広告掲載期間中、10営業日当たり1回に限り、本クリエイティブを変更す

ることができます。その場合の審査については、第4条を準用します。

- 2 広告主が当社に入稿した本クリエイティブの変更案の審査結果が不合格となった場合、当社は、本ウェブサイトにおいて、変更前の本クリエイティブの掲載を継続します。

第15条（料金）

- 1 本広告の料金は、当社において別途定める「純広告料金表」に記載のとおりとします。
- 2 広告主は、広告掲載期間の初日の3営業日前までに、当社が指定する方法により、本広告の料金を支払うものとします。振込手数料その他の支払いに要する費用は広告主の負担とします。
- 3 当社は、前項に定める期日までに支払いが確認できない場合、その支払いが確認できるまでの間（確認後に掲載作業を行うための合理的期間を含みます。）、本広告の掲載を停止するものとします。
- 4 前項に定める停止の措置により本広告の掲載開始が遅れた場合であっても、当社は、広告主に対し、料金の減額、広告掲載期間の後ろ倒しその他一切の補償を行いません。

第16条（期間）

- 1 広告掲載期間は、当社と広告主との間で合意した期間とします。
- 2 広告掲載期間を延長することはできませんが、新たに広告掲載契約を締結することは妨げられません。その場合の入稿や審査の取扱いについては、別途、当社と広告主との間で協議するものとします。
- 3 広告掲載契約は、第1項に定める広告掲載期間の終了によって終了します。ただし、当社と広告主との間で、第10条第2項に定める事後レポートの提供について合意した場合、広告掲載契約は当該レポートの提供まで存続するものとします。
- 4 広告掲載契約の終了後も、本約款の第8条（責任の所在）、第9条（当社制作クリエイティブ）第5項から第9項まで、第11条（当社資料等における利用）、第12条（当社の権限）、第13条（制限・免責）、第19条（損害賠償）、第21条（秘密保持）、第22条（譲渡禁止）及び第24条（管轄・準拠法）は、引き続き、当社と広告主との間に適用されるものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

- 1 広告主等は、当社に対し、以下の各号に定める事項を確約するものとします。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能僕集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力と以下の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的を

もって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいいます。）が、反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、広告掲載契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用して広告掲載契約に関して以下の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ その他、前各号に定める行為に準ずる行為

2 広告主等が前項の規定に違反した場合には、当社は事前の告知なく、本広告の掲載停止等の措置を講じることができるものとします。当該措置によって、広告主等に何らの不利益又は損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第18条（解除）

1 当社は、以下の各号に定める事由が生じた場合、広告掲載契約を解除することができるものとします。

(1) 広告主が広告掲載契約に違反した場合において、当社から相当期間を定めてその是正を求める催告を行ったにもかかわらず、当該期間内に是正を行わなかったとき。

(2) 第17条（反社会的勢力の排除）に定める確約に誤りがあったとき。

(3) 広告主が支払不能又は支払停止の状態に陥ったとき、又は破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算その他これらに相当する倒産手続の申立てがなされたとき。

(4) 広告主が監督官庁より営業の取消し又は停止等の処分を受けたとき。

(5) その他、前各号に準ずる広告掲載契約を継続し難い重大な事由が生じたとき。

2 前項に基づき広告掲載契約が解除された場合であっても、当社の広告主に対する損害賠償請求その他の救済手段を執ることは妨げられないものとします。

第19条（損害賠償）

1 当社又は広告主が、広告掲載契約に違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、直接かつ現実に生じた通常の損害につき賠償する責任を負うものとします。

2 当社及び広告主が広告掲載契約に関して相手方に負う損害賠償の額は、本広告の料金（当社制作クリエイティブの料金を除きます。）の月額3か月分相当額をその上限とし

す。

第20条（委託）

当社は、広告掲載契約に基づく業務の一部を、第三者に委託することができるものとします。当該委託先の第三者は、第21条にいう第三者から除外されます。

第21条（秘密保持）

- 1 当社及び広告主は、広告掲載契約の内容、広告掲載契約に関連して相手方から開示された情報及び広告掲載契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報（以下、総称して「秘密情報」といいます。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、広告掲載契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとします。ただし、秘密情報を受領した者は、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、公認会計士又は税理士その他の法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、広告掲載契約に基づき自己が負う義務と同様の義務を負わせることを条件に、秘密情報を受領した者の責任において、必要最低限の範囲に限って、それらの者に対して秘密情報を開示することができるものとします。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用しないものとします。
 - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受けた際、既に公知となっていた情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得した情報
- 3 当社及び広告主は、秘密情報を、広告掲載契約の履行のためのみ使用し、それ以外の目的で使用してはならないものとします。
- 4 第1項但書に基づき秘密情報を開示した者は、開示先における当該秘密情報の開示又は漏洩について、相手方に対して一切の責任を負うものとします。
- 5 本条は、広告掲載契約の終了後3年間、引き続き、当社と広告主との間に適用されるものとします。

第22条（譲渡禁止）

広告主は、広告掲載契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させることはできません。

第23条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第24条（管轄・準拠法）

- 1 当社と広告主等との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 2 本約款及び広告掲載契約の解釈については、日本法を準拠法とします。

第25条（本約款等の改定）

- 1 当社は、本約款等を改定することができるものとします。
- 2 当社は、本約款等を改定した場合、本ウェブサイトにおいて改定後の本約款等を公表します。
- 3 本約款等の改定は、改定前に締結された広告掲載契約には影響しないものとします。

以上

令和4年12月12日制定